

事務所コラム

2015年2月9日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F

税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

国民年金保険料 まとめ払いで割引に

まとめて払うと割引される

国民年金保険料を納めるのは国内に居住している20歳以上、60歳未満の方で、自営業、フリーランス、学生等が対象です。

国民年金保険料は前納制度があり、毎月払いした時より保険料が安くなります。2014年度は15,250円です。納付期限より1ヶ月早く納付するのは「早割」、半年、1年前払いの「前納」、平成26年度から2年の前納制度も始まりしました。期間が長いほど割引額は大きく、又、現金払いより口座振替の方が割引額は多くなっています。

割引額は？

納付方法、保険料額、1年間の割引額

前払期間	決済方法	保険料	年割引額
1ヶ月分	口座振替	15200円	600円
6ヶ月分	現金カード	90760円	1480円
	口座振替	90460円	2080円
1年分	現金カード	179750円	3250円
	口座振替	179160円	3840円
2年分	口座振替	355280円	7400円

国民年金に加入していた人が老齢年金を受け取るには現在は25年以上加入が必要です。最長40年加入し納付した人は現在の年金額は77万2800円です。

2年前納制度について

平成26年度から始まりましたが2年分の保険料は26年度の場合、通常は37万80円と2年で14,800円安くなります。1年前納の口座振替のケースを見ると17万9,160円と、普通より3,840円安くなります。

また、2年前納の場合の確定申告の社会保険料控除は次のいずれかの方法を選択する事になります。

- ①全額を納めた年に控除する。
- ②各年分の保険料相当額を各年に控除する。

日本年金機構が発行する保険料の控除証明書は2年前納を含め、平成26年に収めた保険料全額を証明して発行します。1年分の控除を受ける場合は申告者自身が社会保険料控除額内訳明細書に各年分の控除額を記載し確定申告の際、控除証明書と共に税務署に提出してください。

1年、2年前納が割引になるとしても保険料をまとめて支払わなければなりません。資金計画を考えた上で行うのが良いでしょう。申込期限は2月末までに届け出が必要です。保険料は4月末振替です。



27年度の
保険料は
27年2月
下旬に告示
されます